

J Aからつ 臨時総代会資料【正誤表】

以下のとおり、平成 30 年 8 月 7 日(火)開催の臨時総代会資料に誤りがありましたので、下線 部を訂正してお詫びいたします。

P 9 第 1 号議案 定款の変更について新旧対照表（余裕金の運用第 63 条第 2 項）

正	誤	
(訂正) 総代会資料(新旧対照表) 新	総代会資料(新旧対照表) 旧	定款 原文
<p>(余裕金の運用)</p> <p>第 63 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託 <u>(金銭の信託で金銭信託以外のものにあつては、主務大臣の指定するものに限る。)</u></p> <p>5 証券投資信託 <u>もしくは貸付信託の受益証券、投資証券(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 52 条第 1 項に規定する投資証券に限る。)</u> <u>又は新投資口予約権証券(同項に規定する新投資口予約権証券に限る。)</u> の取得</p> <p>6 省略</p> <p><u>7 株式(主務大臣の指定するものに限る。)</u> の取得</p> <p><u>8 短期社債等の取得</u></p> <p><u>9 第 2 号及び第 3 号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得</u></p> <p>② この組合は、前項第 2 号、<u>第 3 号若しくは第 9 号</u>に規定する債権又は同項第 5 号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。</p> <p>③ この組合が、第 1 項第 3 号から第 9 号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入に係る貯金及び定期積金の合計額の 100 分の 15 に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>④～⑤ 省略</p>	<p>(余裕金の運用)</p> <p>第 63 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託 <u>(運用方法の特定したものを除く。)</u></p> <p>5 証券投資信託 <u>(主務大臣の指定するものに限る。)</u> <u>又は貸付信託の受益証券の取得</u></p> <p>6 省略</p> <p><u>7 (新設)</u></p> <p><u>8 (新設)</u></p> <p><u>9 (新設)</u></p> <p><u>② 省略</u></p> <p>③ この組合が、第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入に係る貯金及び定期積金の合計額の 100 分の 15 に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>④～⑤ 省略</p>	<p>(余裕金の運用)</p> <p>第 63 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託 (運用方法の特定したものを除く。)</p> <p>5 証券投資信託 (主務大臣の指定するものに限る。) 又は貸付信託の受益証券の取得</p> <p>6 省略</p> <p>② この組合は、前項第 2 号若しくは第 3 号に規定する債券又は同項第 5 号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。</p> <p>③ この組合が、第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入に係る貯金及び定期積金の合計額の 100 分の 15 に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>④～⑤ 省略</p>